

「仕事と生活の調和（WLB）レポート 2009」の第 9 回合同会議配付版からの
主な修正点

修正箇所		修正理由等
構成	コラムの箇所付け	
第 2 章	第 1 節	
	第 1 節の扉に、第 1 節では経営者団体及び労働者団体の取組を記載し、個別の企業や働く者の取組については、コラムで紹介していることを明記。	企業と働く者の取組について、団体の取組しか出てこないのは違和感があるとの樋口部会長のご指摘を受け修正。
	日本労働組合総連合会における取組 (1) 連合本部での取組に加筆	
	情報産業労働組合連合会における取組 (3) ~ (5) を追加	
	第 2 節	
	国家公務員の取組について以下の箇所の加筆・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ -7(3)内閣府WLBプロジェクト ・ -1 (3)短時間勤務等を希望する者への支援の充実 ・ -3(2)男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進 	国自身のWLBに向けた取組が少ないので加筆すべきとの小室委員のご指摘を受け修正。
	-2 - (4)に「女性医師への支援」を追加	女性医師の再就職支援が重要との橋本委員のご指摘を受け修正。
	コラム	
	男女共同参画推進連携会議の取組 (3) に「国・地方男女共同参画推進ネットワーク」の立ち上げ宣言を行った旨を記載	アップデートのための修正。
	「仕事と生活の調和の推進を多様な人々の能力発揮につなげるために」の追加	当該報告書が公表されたため。

第3章	第2節	
	(13) 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間について、各国との比較を追加	家事・育児時間については変化が見られているが、国際的にみるとまだ少ないということを入れるべきとの樋口部会長のご指摘を受け修正。
第4章	第1節	
	第1節の冒頭 「・・・国民や労使による自主的な取組と、それを支援する国や地方公共団体における取組・・・」を加筆	いずれの取組も労使における取組が前提であることを総論的に記載すべきとの北浦委員、八代委員からのご指摘を受け修正。
	- (1) 「仕事と生活の調和の必要性の再認識」の追加	WLBは社会全体の問題であるという観点を入れるべきとの樋口部会長、海老井委員からのご指摘を受け修正。 要介護者数の今後の増加見込みなど高齢社会に向けてWLBが社会全体の問題であることを記載すべきとの小室委員、北浦委員のご指摘を受け、修正。
	- (1) 「自分の働き方や顧客としての行動が周囲の働き方に及ぼす影響についての配慮」の記載箇所の変更	当該箇所の記載事項は、気運の醸成に通じる部分があり、また効率化に必ずしも合致しないこともあるため、当該項目をからに移すべきとの北浦委員、横山委員のご指摘を受け、修正。
	- (2) - 「仕事と生活の調和に係る好事例や国内外のデータ・情報のほか・・・」 下線部の修正	国内外のデータについて集積が必要との榊原委員のご指摘を受け、修正。
	- (1) 「 <u>非正規雇用は、働き方の一つの選択肢として自発的に選択される場合もあります</u>	非正規労働者の全てを一律に扱うことは、例えば自発的に非正規としての働き方を選択し

	<p><u>が、やむをえず選択されている場合もあります。また、非正規労働者として働く若年者については、一般的に、正規雇用である場合に比べて、若年期に必要な技能と知識を蓄積する機会が少ない状況です。……」</u> 下線部の修正</p>	<p>ている人がいることを踏まえると奇異な部分があるとの北浦委員、八代委員のご指摘を受け修正。</p>
	<p>- (1) 最終パラグラフに「<u>加えて、非正規雇用の待遇格差の是正(社会保険の適用拡大など)が必要です。</u>」の記述を追加</p>	<p>正規・非正規のイコールフットイングを図っていくことが必要との樋口部会長、八代委員、古賀委員代理片岡氏のご指摘を受け、修正。</p>
	<p>「(3) <u>最低賃金の引上げ</u>」の追加</p>	<p>最低賃金引き上げの方向性について記載すべきとの樋口部会長、海老井委員のご指摘を受け、修正。</p>
	<p>- (1) 「……そのためには、<u>労使で、仕事の進め方の効率化に向けて、業務の進め方や業務内容の見直しなど仕事管理の改善に取り組み、その成果を仕事と生活の調和に生かしていく</u>が必要です。」 下線部を修正</p>	<p>仕事の効率化は、WLBを目指したものであり、また人事管理の見直しも併せてやっていくことも重要との北浦委員のご指摘を受け、修正。</p>
	<p>「(3) <u>年次有給休暇の取得促進</u>」の追加</p>	<p>年次有給休暇の取得促進については、制度を変えていくことが必要であることや気運の醸成が重要であることを踏まえて年次有給休暇の取得促進について記述を追加すべきとの海老井委員、八代委員のご指摘を受け、修正。</p>

<p>- (1) 「・・・<u>男性の家事や育児にける時間は、国際的に見てまだ非常に低い水準です。</u>」 下線部の修正。</p>	<p>家事・育児時間については変化が見られているが、国際的にみるとまだ少ないということを入れるべきとの樋口部会長のご指摘を受け修正。</p>
<p>- (2) 「また、高齢期においても、それぞれの意欲や能力に応じて就労や地域活動などへの参加ができるよう、多様な働き方・生き方を選択できるよう支援していくことが必要です。」の記述の追加。</p>	<p>高齢期における就業や社会参加についても触れるべきとの北浦委員のご指摘を受け、修正。</p>
<p>第2節</p>	
<p>扉 ・改正育児・介護休業法の施行日についての修正 ・「働くことによる経済的自立」の に「キャリア教育の充実」を追加 ・「働くことによる経済的自立」 の追加</p>	<p>・合同会議での議論を踏まえての修正。 ・本文にあわせるための修正。</p>
<p>- (1) -</p>	
<p>・「(社会全体への意識喚起の取組)」〔日本生産性本部〕の追加</p>	
<p>・(公表物やシンポジウム等での情報提供等)に日本商工会議所の取組を追加</p>	
<p>・「(地域の実情に応じた意識啓発の取組)」〔全国知事会〕の追加</p>	
<p>- (1) -</p>	
<p>・(実効性を高めるための取組)に日本経済団体連合会及び全国中小企業団体中央会の取組を追加</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・「(「働き方改革プラン」(仮称)の推進)」の追加 	
- (1) -	
<ul style="list-style-type: none"> ・(自らの行動や周囲の仕事と生活の調和に与える影響について考えること)の記載場所の変更 	<p>当該箇所の記載事項は、気運の醸成に通じる部分があり、また効率化に必ずしも合致しないこともあるため、当該項目を から に移すべきとの北浦委員、横山委員のご指摘を受け、修正。</p>
- (2) -	
<ul style="list-style-type: none"> ・「(企業の取組推進のための意見・要望活動の実施)」〔日本商工会議所〕の追加 	
<ul style="list-style-type: none"> ・(積極的に取り組む企業の表彰等)に日本生産性本部の取組の追加 	
<ul style="list-style-type: none"> ・「(企業における取組を評価する仕組みの充実)」〔全国知事会〕の追加 	
- (1) -	
<ul style="list-style-type: none"> ・「(人材対策事業の実施)」〔日本商工会議所〕の追加 	
<ul style="list-style-type: none"> ・「(ものづくり担い手人材育成事業の実施)」〔全国中小企業団体中央会〕の追加 	
<ul style="list-style-type: none"> ・(ジョブ・カード制度の推進)に日本商工会議所の取組を追加 	
<ul style="list-style-type: none"> ・(ジョブ・カード制度の推進)及び(日本版デュアルシステム)の制度対象者に子育て中の女性を加筆 	<p>女性の再就職は、選択肢として重要であり、また、職業能力形成支援は子育て中の人についても対象となるはずとの北浦委員、榊原委員のご指摘を受け、修正。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・(マザーズハローワーク事業)の追加 	

- (1) -	
「非正規雇用者への社会保険の適用拡大」の追加	正規・非正規のイコールフティングを図っていくことが必要との樋口部会長、八代委員、古賀委員代理片岡氏のご指摘を受け、追加
- (2) -	
・「(キャリア教育に対する支援活動の推進)」〔日本商工会議所〕の追加	
- (3) -	
「(3)いくつになっても働ける社会の実現」を追加	高齢期における就業や社会参加についても触れるべきとの北浦委員のご指摘を受け、追加。
- (1) -	
「・・・労使による仕事の <u>進め方</u> の効率化に向けた <u>仕事管理の改善等</u> の取組を支援するため、 <u>仕事と生活の調和</u> を目指した <u>仕事の進め方</u> の効率化のための・・・」 下線部の修正。	仕事の効率化は、WLBを目指したものであり、また人事管理の見直しも併せてやっていくことも重要との北浦委員のご指摘を受け、修正。
- (2) -	
・「(労働時間等設定改善に向けた要請活動の実施)」〔日本労働組合総連合会〕を追加	
・「(時短目標の達成に向けた取組)」〔情報産業労働組合連合会〕を追加	
・「(総実労働時間の短縮による生活時間の短縮により生活時間を確保する取組)」〔日本サービス・流通労働組合連合〕を追加	

	- (1) -	
	・「(育児・介護のための時間の保障に向けた要請活動の実施)」〔日本労働組合総連合会〕の追加	
	- (1) -	
	(改正「育児・介護休業法」の施行) 施行日の追加	
	- (1) -	
	・「(次世代育成支援推進のための要請活動の実施)」〔日本労働組合総連合会〕の追加 ・「(待機児童解消に向けた意見・要望活動の実施)」〔日本商工会議所〕の追加	
	- (1) -	
	・「(男性の育児休業取得率向上の促進)」〔全国知事会〕の追加	